

## これまでの大気汚染防止法に関する自主的取組について

### 1. 有害大気汚染物質の自主的取組について

<平成 8～17 年>

環境省及び経産省が共同で策定した自主管理指針（通知）<sup>1</sup>に基づき、事業者団体が自主管理計画を策定（実施状況は当該年度の翌年度の 5 月末までに各団体から国に報告）

第 1 期自主管理計画（H9～11）：77 団体が基準年（H7）における各物質の排出量の合計を 35%削減を目標に策定

第 2 期自主管理計画（H13～15）：74 団体が基準年（H11）における各物質の排出量の合計を 40%削減を目標に策定

中央環境審議会専門委員会及び産業構造審議会小委員会において、別々に、毎年度、自主管理計画の内容の妥当性、実施状況についてチェック・アンド・レビューを実施

平成 12 年・17 年に自主的取組についての評価結果を公表

<平成 17 年以降>

以下理由から、業界単位での取組から、個別事業者の自主的な排出抑制や地方公共団体と事業者との連携による地域主体の自主的取組へ移行。

- ・業界単位の全国的な自主管理計画に基づく排出削減により、全国的に濃度が改善
- ・PRTR 制度（平成 13 年度から実施）により、個別企業ごとの排出地点及び排出量の把握が可能となり全体的なチェックアンドレビューの仕組みが整備
- ・VOC 規制の開始（平成 18 年度より。自主管理計画対象の 12 物質のうち 11 物質は VOC に該当）

国による事業者団体に対する自主管理計画の策定の要請はしていない。

環境省は、PRTR データ及び有害大気汚染物質モニタリング結果に基づき、

- ・平成 22 年までは中央環境審議会専門委員会
- ・平成 22 年以降は環境省

において事業者の自主的取組を含めた排出抑制対策の評価を実施（評価結果の公表はしていない）

経済産業省は、PRTR データ及び有害大気汚染物質モニタリング結果に基づき、

- ・平成 23 年度までは産業構造審議会小委員会
- ・平成 24 年度以降は経産省

において自主的取組のフォローアップ・その結果の公表を実施

<sup>1</sup>自主管理促進のための指針：年間大気排出量を指標とする管理目標値の設定、自主管理計画の策定、実施のための体制整備、実施状況の評価、排出抑制対策の実施、排出量等の情報の把握（「事業者による有害大気汚染物質の自主管理促進のための指針」平成 8 年環境庁及び通商産業省策定、平成 13 年改定）（参考資料 4）

## 2. 揮発性有機化合物質(VOC)の自主的取組について

平成 18 年 3 月、中央環境審議会揮発性有機化合物排出抑制専門委員会にて「揮発性有機化合物の排出抑制に係る自主的取組のあり方について」<sup>2</sup>を策定し、事業者(単位は事業所、個別企業、業界団体いずれでも良い)が自主的取組計画に盛り込むことが望ましい事項(計画の名称・目的・期間、削減目標及びその基礎となる年間排出量の算定方法、目標達成のために実施する対策、大気排出等の把握、目標達成状況の把握評価方法)を取りまとめ。

実施状況の把握・評価・公表のあり方は次のように整理。

- ・自主的取組主体による自己把握・評価結果の報告を作成・公表が基本
- ・取組の妥当性・情報の正確性を高めるため、外部の第三者による状況把握・評価がされることが望ましい
- ・国は、VOC 対策の進捗状況把握の観点から把握・評価する必要があり、実施可能な業界について、公開された報告・自己把握・評価の結果を把握・評価する

平成 17 年 7 月、経産省にて「事業者等による揮発性有機化合物(VOC)の自主的取組促進のための指針」<sup>3</sup>を策定し、事業者及び業界団体が自主行動計画を作成する際に考慮することが望ましい事項を取りまとめ。

環境省では、

- ・平成 24 年度まで、中央環境審議会専門委員会において、毎年度、インベントリー等により VOC 排出対策を評価。
- ・平成 24 年に中央環境審議会において、法附則の施行後 5 年の見直し規定を踏まえ、自主的取組を含めた VOC 排出対策の在り方を検討・評価結果をとりまとめ、公表(答申)。(参考資料 7)
- ・平成 24 年度以降、VOC のみならず、光化学オキシダントや PM2.5 を含めた総合的な検討の中で、VOC の排出状況の把握及び排出抑制効果等について評価を実施。

VOC に特化した評価・公表はしていない。

経済産業省では、産業構造審議会小委員会において、毎年度、自主的取組状況の把握・評価を実施。

なお、平成 20~22 年度の自主的取組の結果概要は、中央環境審議会専門委員会の要請により同専門委員会へ報告され、取組状況が共有されている。

<sup>2</sup> 計画に盛り込むべき事項：計画の目的及び期間、削減目標、年間排出量の算出方法、実施する対策、排出等の把握方法、削減目標の達成状況の把握・評価の実施方法(「揮発性有機化合物の排出抑制に係る自主的取組のあり方について」平成 18 年 3 月 30 日付け中央環境審議会大気環境部会揮発性有機化合物排出抑制専門委員会)(参考資料 5)

<sup>3</sup> 指針：自主行動計画の策定、実施のための体制整備、実施状況の評価、排出抑制対策の実施、VOC の大気への排出量等の把握、情報の提供(「事業者による揮発性有機化合物(VOC)の自主的取組促進のための指針」(経済産業省))(参考資料 6)